明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年一月二十六日から施行する。ただし、第八条、第十条及び様式第一から様式第六までの改正規定は、平成二十七年二月十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にされた電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第五条第一項の規定による接続の請求であって、この省令の施行の際、接続をするかどうかの回答がされていないものについては、この省令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この省令の施行前にされた法第五条第一項の規定による接続の請求であって、この省令の施行の際、接続をするかどうかの回答がされていないもののうち、接続請求電気事業者が当該接続の請求に応じることにより、追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなることが見込まれるものについては、前項の規定にかかわらず、新規則第六条の規定（同条第一項第四号ホ及びへの規定を除く。）を適用する。

3　平成二十七年三月三十一日までに、東京電力株式会社、中部電力株式会社又は関西電力株式会社に対して、特定供給者（法第三条第二項に規定する特定供給者をいい、太陽光発電設備であってその出力が五十キロワット以上五百キロワット未満のものを用いる者に限る。）が行う法第五条第一項の規定による接続の請求については、新規則第六条第一項第三号イ及びチの規定は、適用しない。

4　平成二十七年三月三十一日までに、北陸電力株式会社又は中国電力株式会社に対して、特定供給者（法第三条第二項に規定する特定供給者をいい、太陽光発電設備であってその出力が五十キロワット未満のものを用いる者に限る。）が行う法第五条第一項の規定による接続の請求については、第二項の規定にかかわらず、新規則第六条第一項第三号イ及びチの規定は、適用しない。

5　平成二十七年三月三十一日までに、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社又は沖縄電力株式会社に対して、特定供給者（法第三条第二項に規定する特定供給者をいい、太陽光発電設備であってその出力が十キロワット未満のものを用いる者に限る。）が行う法第五条第一項の規定による接続の請求については、第二項の規定にかかわらず、新規則第六条第一項第三号イ及びチの規定は、適用しない。

6　この省令の施行前にこの省令による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第六条第一項第七号の規定により経済産業大臣が指定した再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者は、新規則第六条第一項第七号の規定による指定を受けたものとみなす。

告　示

○経済産業省告示第五号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第一項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件（平成二十四年経済産業省告示第百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十二日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

第二項中「施行規則第十条第一項第二号」を「認定発電設備の大幅な出力の変更」に改め、「に掲げる変更」を「の認定」に改め、「以下同じ。」を削る。

第三項中「経済産業大臣の認定」の次に「（同条第四項に規定する変更の認定（認定発電設備の出力の変更であって、当該変更が十キロワット以上かつ当該認定発電設備の出力の二十パーセント以上のもの（当該電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）に限る。）を受けた場合にあっては、当該変更の認定。ただし、施行規則第二条第一号から第三号までに掲げる設備であって、平成二十七年二月十五日から平成二十七年三月三十一日までの間において、法第六条第四項に規定する変更の認定（施行規則第十条第一項第二号に掲げる変更（施行規則第二条第三号に掲げる設備について、太陽電池の、製造の事業を行う者若しくは種類の変更（太陽電池の製造の事業を行う者が当該変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことに伴う場合を除く。）又は変換効率を引き下げる変更に限る。）又は施行規則第十条第一項第三号に掲げる変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該認定発電設備の出力の二十パーセント未満である場合、施行規則第二条第一号又は第二号に掲げる設備についてその出力の変更後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該電気事業者による接続の検討の結果出力を変更しなければならない場合を除く。）に限る。）を受けた場合にあっては、当該変更の認定。）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十七年二月十五日から施行する。

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）